

平成26年8月22日

## 株式会社だいかい友の会に係る割賦販売法に基づく 配当表の公示について

関東経済産業局管内の前払式特定取引許可事業者であった株式会社だいかい友の会の割賦販売法に基づく還付の手続に関しては、平成25年4月23日から9月20日までの期間に債権申出の受付を行い、その後、債権額確定のための調査を進めてきたところです。

本日、当該期間内に申出のあった債権について、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第12条第1項の規定に基づき配当表を作成し、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり関東経済産業局の掲示場に掲示するとともに、その要旨を平成26年8月22日付け官報に公示しました。

なお、配当の実施は、割賦販売法施行令第13条の規定により、配当表の公示から80日を経過した後となります。このため、申出人が還付金を受け取るために必要な「証明書」は、平成26年11月中旬に発送する予定です。

### 記

#### 1. 配当表について

(1) 営業保証金及び前受業務保証金の総額	284,695,571円
(2) 調査後の債権額の総額	765,838,576円
(3) 配当の割合 ((1) / (2))	37.17%

#### 2. 配当表の掲示場所

さいたま新都心合同庁舎1号館公示書掲示ケース

(住所) 埼玉県 さいたま市 中央区 新都心 1番地1

※なお、申出人毎の債権額については、下記の「還付に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

#### 3. 今後の予定

当局から申出人に対し、還付金を受け取るために必要な「証明書」を平成26年11月中旬に送付します。申出人が還付金を受け取るためには、新潟地方法務局で手続きをおこなう必要があります。詳細な説明は、「証明書」の送付時に同封いたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局 産業部 商務・取引信用課長 関根

担当者：新田、小松

電話：048-600-0444（直通）

(還付に関するお問い合わせ先)

関東経済産業局 商務・取引信用課

「だいかい友の会」還付申請受付窓口

電話：048-600-0349（直通）

受付時間は9：00～17：45です（土・日・祝日を除きます）。